

役員報酬規程

平成 27 年 4 月 28 日

認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会

(総則)

第 1 条 認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会の役員（理事及び監事）に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(常勤役員報酬支払の決定)

第 2 条 認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会の理事会は、必要と認める場合、常勤の理事又は監事に、役員報酬を支払うことを定めることができる。

2 認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会の理事会は、相当の理由がある場合、常勤の理事又は監事に、事由に応じ役員報酬の支払を停止し、又は減額することができる。

(常勤役員報酬額)

第 3 条 前条により支払う常勤役員報酬額は、月額として、次に定める額を支給する。

月額 70,000 円

(非常勤役員の報酬)

第 4 条 非常勤の役員に対する報酬は、支給しない。

(賞与及び退職慰労金)

第 5 条 常勤及び非常勤の役員に対する賞与及び退職慰労金は、支給しない。

(旅費・交通費等)

第 6 条 常勤及び非常勤の理事及び監事には、認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会の維持運営又は事業の執行に伴い必要となる旅費および交通費について、実費を支給する。

(その他)

第 7 条 本規程は、認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会総会が変更する。

以上

職員就業規則

平成 30 年 4 月 20 日

認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会

(目的)

第 1 条 この規則は、認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会に勤務する職員の就業に関する事項を定めたものである。

(関係法令)

第 2 条 この規則に係る関係法令等は、労働基準法、最低賃金法、労働基準法施行規則、労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び労働者災害保険法である。

(採用)

第 3 条 当法人は選考のうえ、所定の手続きを経たものを職員として採用する。ただし、職員の契約期間は一年以内の期間を定めて採用するものとする。

- 2 契約期間は、年度の中途採用の時は、当該年度の 3 月末とする。
- 3 雇用契約日は、実務研修日の初日とする。

(提出書類)

第 4 条 新たに採用された職員は、直ちに履歴書を提出するものとする。

- 2 前項書類の記載事項に異動があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(解職)

第 5 条 職員が次の各号の一に該当するときは、解職する。

- (1) 退職を願い出たとき。
- (2) 職員の契約期間が満了し、特別の事由により更新できないとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 懲戒解雇に処せられたとき。
- (5) 心身虚弱その他の事由により、業務に堪えないと認められたとき。
- (6) その他当法人の事業運営上の都合によるとき。

(解職の予告)

第 6 条 前条、(2)、(5) および (6) の規程により解職するときは、原則として 30 日前に本人に予告する。

(服務規律)

第 7 条 職員は次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 本規則のほか定められた諸規則を守り、当法人の指図に従うこと。
- (2) 当法人の名誉を重んじ、業務上知り得た秘密を他にもらさないこと。

(勤務日)

第8条 職員の勤務日は、前月20日までに、事務局長から職員に指示する。

2 必要ある場合、上記に係わらず、事務局長が勤務日を指定することがある。

(労働時間)

第9条 職員の勤務時間および休憩時間は次のとおりとする。

勤務時間 10時00分から18時00分まで

休憩時間 12時00分から13時00分まで

(出勤)

第10条 職員は始業時刻までに出勤しなければならない。

(遅刻、早退および外出)

第11条 職員が遅刻・早退または勤務時間中に外出するときは、あらかじめ事務局長に届け出て、その承認を受けるものとする。

ただし、緊急やむを得ない事由によって、あらかじめ承認を受けることができなかった場合には、事後遅滞なく承認を受けるものとする。

(欠勤)

第12条 職員が欠勤するときは、あらかじめ欠勤の事由ならびに予定日数について事務局長の承認を受けるものとする。

(休職)

第13条 職員は、育児および介護に係る休職等を取得することができる。

2 前項による休職は無給とする。

(時間外勤務)

第14条 業務上必要があるときは、職員に時間外勤務をさせることがある。

(出張)

第15条 業務上必要があるときは、職員に出張させることがある。

(賃金の種類)

第16条 職員の賃金は日給制とし、基本給、時間外手当および通勤手当とする。

(基本給)

第17条 各個人の基本給(日給)を年齢別に以下のとおりとする。

事務局員(時給) 1,100円

事務局長(時給) 1,600円

2 勤務成績が良好でない者については、契約更新時に事務局長が理事長と協議の上決定する。

(時間外手当)

第 18 条 所定勤務時間を超えて時間外勤務した時間に対しては、1 時間につき基礎賃金（時給額）の 1.25 の時間外手当を支給する。

2 職員が休日に勤務したときは、1 時間につき基本賃金（時給額）の 1.5 の時間外手当を支給する。

(通勤手当)

第 19 条 職員が出勤した日は、一日につき実費を通勤手当として支給する。

(勤務と賃金)

第 20 条 職員が勤務しない日または時間に対しては、賃金を支給しない。

ただし、当法人が止むを得ないと認めた遅刻・早退または外出により勤務しない時間については、賃金を補償する。

(賃金の支払い)

第 21 条 職員の基本給（時給）ならびにその他の手当は、その月分を翌月の 10 日に支払う。

ただし、10 日が土曜日にあたるときは、その前勤務日とし日曜日・祝日・水曜日にあたる場合は土曜日を除く前勤務日とする。ただし、特に定める場合および特別の事情がある場合はこの限りでない。

(賃金からの控除)

第 22 条 法令による所得税等は賃金から控除する。

(賞与及び退職金)

第 23 条 職員に賞与及び退職金は支給しない。

但し、勤務優秀な職員に功労金を支給することができる。

(旅費)

第 24 条 職員が出張したときは、職務に必要な旅費について、実費を支給する。

(安全、衛生)

第 25 条 職員は火災その他の非常事態を発見し、またはその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとるとともに、直ちに関係者に通知し互いに協力して被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

2 職員は、当法人が法令に基づき保健衛生上の措置として就業禁止、就業制限その他保健衛生上必要な措置をとるときは、これに従うものとする。

(感染症の発生の措置)

第 26 条 職員は、自己の居住する家屋またはその近隣に伝染病が発生したとき、もしくはその疑いがあるときは、直ちにその旨を事務局長に申し出て、その指示を受けるものとする。

(災害補償)

第 27 条 職員が業務上の傷病にかかったとき、または業務上死亡した場合の災害補償は法令の定めるところによる。

(事故補償)

第 28 条 職員の事故発生によって生ずる費用であつて、次の各号に掲げるものは、当法人がその全部または一部を負担する。

- (1) 事故が職員の故意または重大なる過失によって発生したと認められない場合の損害賠償金
 - (2) 前項に関連して必要と認められる訴公費用および弁護士費用
- 2 事故の取扱いに関する認定は、当法人が行うものとする。

(セクシャルハラスメント)

第 29 条 当法人は、男女雇用機会均等法に基づき、セクシャルハラスメントを防止するものとし、職員はこれに協力する。

(表彰)

第 30 条 職員が特に当法人に顕著な貢献をし、または当法人の名誉となる善行をしたときはこれを表彰する。

(懲戒)

第 31 条 職員に不都合な行為があつたときは懲戒する。その軽重に従つてこれを行う。

- (1) 譴責 本人より始末書を取り将来を戒める。
- (2) 懲戒解雇 職員を解職する。

(慶弔見舞金)

第 32 条 職員が本人の結婚、本人又は配偶者の死亡及び本人の多大な災害被災に該当するときは、本人またはその遺族に慶弔見舞金を贈与することができる。

- 2 慶弔見舞金の額は、理事長が定める。

以上

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 聖地のこどもを支える会	事業年度	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
-----	--------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取会費	553,000 円
受取寄付金	10,860,935 円
受取助成金	7,304 円
受取利息	18 円
為替差益	1,617 円
雑収益(持続化給付金を含む)	2,140,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	13,562,874 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 聖地のこどもを支える会	チェック欄
-----	-----------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	✓
--	---

区分	項目	役員数		割合		
		①	②	③	④	
			最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
③	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑧	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	③	④	⑤	⑥	⑦	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ○はい いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	○はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 聖地のこどもを支える会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
井上 弘子		理事		○						平成15年11月28日 就任
中山 夕里亜		理事		○						平成15年11月28日 就任
田制 則子		理事		○						平成22年6月20日 就任
佐藤 克裕		理事		○						平成15年11月28日 就任
村上 宏一		理事		○						平成23年6月26日 就任
福島 貴和		理事		○						平成27年7月1日 就任
平木 朋世		理事		○						平成29年11月1日 就任
野口 裕之		理事		○						平成27年11月28日 就任
佐多 保彦		監事		○						平成15年11月28日 就任 令和3年1月17日 退任
日向寺 司		監事		○						令和3年1月17日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 聖地のこどもを支える会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票	伝票 (会計ソフト:弥生会計)	随時	7年
総勘定元帳	ルーズリーフ (会計ソフト:弥生会計)	随時	10年
振替受払通知票	(ゆうちょ銀行) 帳票 1日分	随時	7年
払込取扱票	(ゆうちょ銀行) 帳票 1件毎	随時	7年
領収書など	帳票 1件毎	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人 聖地のこどもを支える会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 聖地のこどもを支える会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		○する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 聖地のこどもを支える会
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 ✓				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 ✓		
事業年度		設立年月日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人 聖地のこどもを支える会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(註2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい (いいえ)
---	-----------------------------------	----------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい (いいえ)
---	---------------------------	----------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい (いいえ)
---	--	----------

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
------	--	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい (いいえ)
---	---	----------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい (いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい (いいえ)